

JCMが推進する最近の国際活動

JCM国際局長 岩井伸哉

I 日韓金属労組定期協議

1. はじめに

2014年10月27日、韓国慶尚南道の慶州にて日韓金属労組定期協議を開催した。この定期協議は1991年より、日本と韓国のIMF加盟組織の間で毎年開催され、基本的には1年おきに日本と韓国で相互に実施してきた。2014年は、韓国の金属労働組合であるFKMTU（韓国金属労働組合連盟）の受け入れによる開催となった。

午前にFKMTUとJCMの三役が参加する「日韓金属労組定期協議」を開催し、午後は日本の電機連合とFKMTU電機・電子分科（部会）で構成する「電機・電子産別協議」、日本の基幹労連とFKMTUの鉄鋼分科、造船分科、非鉄分科による「鉄鋼・造船・非鉄産別協議」、日本の全電線とFKMTUの電線分科が実施する

「電線産別協議」という3つの産別協議を同時並行で開催した。

日本側代表団は合計28名、韓国側参加者は合計32名であり、午前中の定期協議には、FKMTUからキム・マン・ジェ委員長、ジョン・イル・ジン副委員長、キム・スン・ス事務局長を含む14名、JCMから相原康伸議長を含む7名が参加し、各産別協議の参加者も傍聴参加した。

定期協議の議題は開催国の組織が提案することになっており、今回の定期協議では開催組織であるFKMTUの提案に沿って、「日韓両国の政治・経済・労働情勢」、および「賃金制度」を議題とし、報告と意見交換を行った。

2. 韓国の労働組合が抱える課題

政治・経済・労働情勢に関する意見交換では、日韓双方に共通した課題として少子高齢化に焦点が当てられた。日本側よりワーク・ライフ・バ

ランス政策や男女共同参画を含む政策・制度課題について説明した。キム・マン・ジェFKMTU委員長は、「少

子高齢化は韓日双方で将来の不安材料となっている。この課題に対応する労働組合の政策要求など、今後の日韓金属労組定期協議での議題として議論していきたい」と述べた。

韓国では現在、通常支払われる賃金である「通常賃金」に、年間をベースとして支給される「一時金（会社の業績によって支払われる額が変動するのではなく、予め決められた額で支給されるもの）」が含まれるか否かについて、大きな議論となっている。これはこの通常賃金が、超過勤務手当算出や退職金の算出の基礎となることから、労使双方で見解が割れており、企業労使によっては訴訟となっているところもあるとのことであった。

また韓国においてさらに大きな問題が、「賃金制度の変更」である。経

営側や政府は現在の完全な年功序列から他の制度への変更を提起しており、前述の通常賃金問題や、2014年賃金闘争とも関連するため、韓国の労働運動にとって大きな課題となっている。

韓国では2014年に60歳定年が制度化されたが、その前後に賃金の年功的な制度の一部緩和（55歳以降賃金上昇を抑制すること）が行われてきており、今回はさらに成果を給与に反映させるために職務・職能給に賃金体系を変更するという提案が、経営側や政府からなされているとのことであった。日本側からは、職務・職能給導入には「業務能力と成果を適正に評価し、賃金への透明性ある反映が必要だ」、「製造業の技能職では、技術と技能が向上する段階で、その成果を評価するのは難しい」、「人件費の抑制に重点を置いた賃金体系の改編は、労働者の技能育成が損なわれることが多く、成果を評価しづらく

なるのでは」との懸念を示した。

労働者の勤続年数と技能育成についても話題となった。JCM加盟組織のうち大手企業においては、約16年の勤続年数であるが、FKMTU加盟組織の調査では約5年と非常に短く、また勤続1年未満の労働者の割合も非常に大きいことが判明した。これについてFKMTUは、正規職から非正規職への転換や、非正規職を2年以上使用すると正規職への転換が義務付けられているため、非正規職は2年未満で解雇される傾向があることを理由として挙げた。

キム・マン・ジェFKMTU委員長

は議論のまとめの中で、「韓日の制度的相違、またそれぞれの国の中でも各社各様の制度がある。そのような状況のもとで韓日の金属労働者はそれぞれの方法・方針で、賃金・労働条件の引き上げに努力してきた。そのようななかでは、韓日の労働組合で賃金制度について考え方をあわせるのは非常に難しいとの印象を受けたが、今回の議論が契機となって、今後理解をより深める取り組みができるのではないかと期待する」と述べた。相原JCM議長は、「歴史あるこの

日韓金属労組定期協議は、日韓の金属労組が率直な意見交換を行える貴重な場である。今後とも継続していく必要がある」と述べ、次回会議を2015年秋に日本で開催することを提案し、韓国側から了解を得た。

3. 産別協議

10月27日午後は、FKMTUの産別分科とJCM傘下産別組織との日韓産別協議が開催された。産別協議においては両国の産業動向と労働情勢について双方から報告を行い、その後質疑応答を通じて理解を深めた。日韓電機・電子産別協議では、韓

通常賃金と賃金請求問題



大法院は2012. 3. 29、大邱のある市内バスの所属運転手19人が会社を相手取って出した賃金請求訴訟で、「勤続手当と賞与も通常賃金に該当する」との判決を下した。

定期賞与も通常賃金に含まれるという大法院判決を受けて、公共部門や大企業労組の賃金返還訴訟が続く...

論拠

◆1賃金支払期間を超えた賃金：賃金が1か月を超える期間ごと支払われても、定期的・一律に支払われるなら通常賃金に含まれる「一律性」の概念：一定の条件 or 基準に達した全ての労働者に支払われるもの

2012年、発電産業労組、GMコリア、ルノーサムスン自動車、大宇造船海洋、アジアナ航空、現代ロテム、斗山モトロール、S&T重工業など公共部門、大企業労組が訴訟に乗り出した

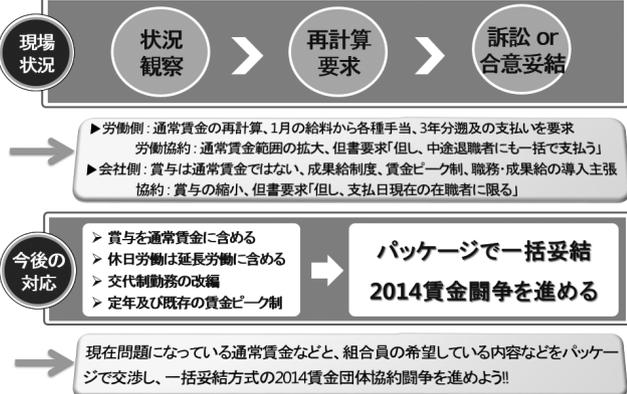
▷ 雇用労働省(部)、「通常賃金の行政解釈」の変更は避けられない



通常賃金、大法院の全員合議体での判決内容

- ① 定期賞与は通常賃金に該当する
- ② 労働協約で通常賃金の範囲から賞与を除外した合意は、勤労基準法違反であり、無効
- ③ 未払の賃金については、遡及して追加請求が可能(3年)
- ④ 但し、判決日以前の請求については、信義誠実の原則(信義則)を適用(判決日以後、新しい合意後からは信義則の適用なし)
- ⑤ 在職者のみに支払う盆正月の特別手当や夏季休暇手当などは、通常賃金から除外/最低勤務日数以上、勤務した者に支払う場合も通常賃金から除外

通常賃金など労働問題への対応



【FKMTUとは】

FKMTUは、1959年3月に結成した「釜山鉄鋼労働組合」を母体とし、確固とした全国的規模での労働組合の基盤を確立しようと、1960年10月に、大韓造船労働組合の幹部の尽力のもと創設された。

しかし1961年5月16日の軍事クーデタによって成立した軍事政権によって、既存の労働組合はすべていったん解散させられ、同年8月3日付令672号「勤労者の団体活動に関する臨時措置」により、FKMTUなどの産別組織は、労組連絡会組織から産別単組へと再編させられた。軍事政権から民政移官後1981年に労連としてのFKMTUを再結成し、以来今日までその活動を継続している。

Ⅱ 第9回JCM国際労働 研修プログラム

1. 研修プログラムの コンセプト

国際労働研修プログラムは、「各産別・企業連・単組において国際労働運動を担い得る人材の養成」という目的を掲げ、労働組合役員の国際的な教育を行うプログラムとして2008年より毎年(年1回から2回)実施している。東南アジアや南アジア各国での海外実地研修を中心に、事前研修としての国内研修1、および海外実地研修後のフォローアップとしての国内研修2という、3つの研修で構成されている。

2014年は、2009年以来となるフィリピンをテーマに取り上げ、11月23日から29日にかけて海外実地研修

日本側からは造船産業における客船内の騒音規制への対応、資源確保の政策などの質問があった。日韓電線



キム・マン・ジェ
(金満載)委員長
1984年3月、SKハイ
ニクス社に入社、2002
年2月よりFKMTU
専従となる。

産別協議では、日韓両国の電線産業の状況と両国の賃金引き上げ、時短、安全衛生等の報告と意見交換が行われ、



ジョン・イル・ジン
(丁一鎮)副委員長
1983年2月、LG電子
入社、2002年6月より
FKMTU専従となる。

れ、韓国側から日本の労働組合の組合費および一時金についての質疑応答や情報交換が行われた。



キム・スン・ス
(金成洙)事務局長
1987年10月、オーチス
・エレベータ社入社、
2008年2月よりFKM
TU専従となる。

2. 行政や経営者団体との 懇談

フィリピンの行政側であるDOLE(労働雇用省)では、フィリピンはILO(国際労働機構)中核的労働基準8条約をすべて批准しており、団結権や団体交渉権などの労働者の権利や雇用が手厚く保護されていること、労使紛争がストライキに発展する前に調停や仲裁を行い、深刻な問題となることを防止していること、政労使三者構成の審議会を通じて社会対話を促進していることなどが報告された。また、ストライキ件数について統計を引き合いに出し、非常に少ないことを強調していた。

経営側であるECOP(フィリピン経営者総連合)でもDOLEにおける説明と同様、政労使三者構成の協議

を通じた合意形成を図っていることが述べられた。加えて経営者から見た労働組合の課題として、組織労働者や団体協約が適用されている労働者の数が年々減少していること、中

小零細企業の労働者やインフォーマル部門の労働者、製造業やサービス産業におけるアウトソーシングや契約労働者の組織化が困難でなかなか進んでいないこと、海外出稼ぎフィリピン人労働者からの送金が国の経済の大部分を占めており、それが国内雇用情勢の改善に結びついていないことなどを挙げた。さらに2015年のASEAN経済共同体発足によって、より一層グローバル化と国際競争が激化し、労働組合はより厳しい局面に立たされるだろう、と述べた。

引き続き日系企業の経営者団体であるJCCP(フィリピン日本人商工

会議所)と懇談の機会を持った。フィリピンにおける製造業の地位、安全衛生の確保、治安問題、女性の活躍などについて忌憚のない意見交換を行った。その後、在フィリピン日本大使館との懇談では、フィリピン的一般情勢および労働情勢の説明の後、質疑応答を行った。フィリピン政府による

海外就労者保護の取り組みおよびフィリピン国内での優秀な人材の活用、日本フィリピン経済連携協定に含まれているフィリピン人看護師・介護福祉師の受入、日本からの投資阻害要因としての治安、交通インフラ、電力料金と電力安定供給などに対するフィリピン政府の対策、労働運動の課題などについて意見交換を行った。

海外実地研修では毎回、訪問国の

3. 日フィリピン金属労組 交流会議

海外実地研修では毎回、訪問国の

【これまでの研修プログラム】

回	年	訪問国
1	2008年春	マレーシア、タイ
2	2009年秋	フィリピン
3	2010年春	インドネシア
4	2010年秋	ベトナム
5	2011年春	タイ
6	2011年秋	インドネシア
7	2012年秋	インド
8	2013年秋	タイ
9	2014年春	フィリピン

金属産業労働組合と交流会議を開催している。フィリピンにおいては、MWA (Metal Workers' Alliance of the Philippines)、フィリピン金属労働者同盟)、PMA (Philippine Metalworkers' Alliance、フィリピン金属労働者同盟)、ALU (合同労働組合)の三組織の単組役員に参加いただき、「日常的な労使間の話し合いの仕組みについて」および「職場におけるコミュニケーションと労働組合員の意識」について、双方が報告を行い、質疑応答を通じて理解を深めた。

交流会議終了後、会議参加者全員が参加する交流夕食会を開催した。また会議の合間にフィリピンで発生している日系多国籍企業における労使紛争についての情報提供があった。その内容は労働組合の組織化にとりまう労働組合役員や組合員の解雇問

【フィリピンのインダストリアル加盟組織の状況】

加盟組織名	商標	IEGUF	ナショナル・センター	備考
1 全労働者労働組合同盟	AWATU	ITGLWF	TUCP×Cドール	サ派
2 合同労働組合	ALU	ITGLWF	TUCP×Cドール	サ派
3 フィリピン労働者総連合	CRW	ITGLWF	TUCP×Cドール	サ派
4 労働関係社会サービス総連合	CLASS	ITGLWF	TUCP×Cドール	サ派
5 フィリピン統合労働組織	ILO-Phils	ITGLWF	未加盟	
6 フィリピン金属労働者同盟	MWAP	IMF	(KMU*)	傘下の傘組の一部がナショナル・センターであるKMUに加盟
7 全国近業関連労働組合	NAMAWU	ICEM	(TUCP*)	TUCPから脱退
8 フィリピン労働者の心	PDMP	ITGLWF	未加盟	ナショナル・センターとして組織登録
9 フィリピン自由労働者同盟	PAFLU	ITGLWF	TUCP×Cドール	サ派
10 フィリピンセメント労働者協議会	POWC	ICEM	TUCP×Cドール	サ派
11 フィリピン金属労働者同盟	PMA	IMF	SENTR	
12 フィリピン社会保障労働組合	PSSLU	ITGLWF	TUCP×Cドール	サ派
13 フィリピン製菓・一般労働者組織	PTGWO	ITGLWF	TUCP×Cドール	サ派
14 労働者大衆の声と力の結集 - 愛国的キリスト教徒労働者同盟	PIGLAS-KAMAO	ITGLWF	SENTR	
15 繊維・繊維・プラスチック・皮革関連産業労働者組合連合	TF2	ITGLWF	FFW	
16 製薬・化学・ガス・塗料・関連労働者組合連合	TF3	ITGLWF	FFW	
17 フィリピン労働者組合	UFP	ITGLWF	LMLC	

ナショナル・センターについて
 TUCP: Trade Union Congress of the Philippines [フィリピン労働者組合会議、フィリピン最大のナショナル・センター。現在エーラ派とドール派に分裂。
 KMU: Kilang Mayo Uno [五月一日運動]。革新的な労働運動を標榜。
 SENTR: [セントロ(中央)]。PMAが中心となって結成、フィリピンの労働運動の統一を目指す。TUCPとともにNAGKAI SA! (団結!)という旗や歌を運動の中心とする。
 FFW: Free Filipino Workers [自由フィリピン労働者組織]。加盟組織は産業別の集まりを形成(TF1からTF5)している。
 LMLC: Lakas Manggagawa Labor Center [労働者の力労働者センター]。

その後、マニラからセブ島へ移動し、ALUセブ地域本部を訪問した。ALUにとつてはこのセブ島が組織発祥の地である。ここでは日本の海員組合との協力により建設された7階建ての「マリナーズコート(海員会館)」にある診療所、海員登録事務所、宿泊施設、多目的ホール、労働組合所有のラジオ局、ALUセブ地域本部事務所などを見

る。その後、マニラからセブ島へ移動し、ALUセブ地域本部を訪問した。ALUにとつてはこのセブ島が組織発祥の地である。ここでは日本の海員組合との協力により建設された7階建ての「マリナーズコート(海員会館)」にある診療所、海員登録事務所、宿泊施設、多目的ホール、労働組合所有のラジオ局、ALUセブ地域本部事務所などを見

4. 工場見学・労組訪問
 題や認証後の団体交渉拒否であった。今回の工場見学は、ミツビシ・モーターズ・フィリピン工場を見学した。会社側から柴田社長、労働組合側からフランシスコ・メロ委員長からの歓迎挨拶の後、会社紹介ビデオを視聴し、工場見学を行った。総務担当副社長は挨拶の中で11月24日に労働組合の総会および役員選挙が実施され、メロ委員長が再選されたことを紹介、責任ある労働組合として組合員から

の尊敬を集めており、よい労使関係を築いていると述べた。工場見学のあと、MMWUP (ミツビシ・モーターズ・フィリピン労働組合)を訪問した。工場敷地内にある労働組合事務所の訪問において、メロ委員長が労働組合の活動について説明し、意見交換を行った。メロ委員長は意見交換の中で、「労使関係は片方だけでは成り立たないのは自明であり、労使関係を構築するには、労使の信頼が不可欠であり、そのためには誠実さと透明性の確保が必要である」と述べた。

5. 国内研修2
 学し、その後フィリピン労働運動の歴史についての説明を受けた。労働組合所有の事業所として、OPASCO (オリエンタル港湾関連サービス社)を訪問し、セブ港施設を見学した。OPASCOはALUの組合員が所有する労働者運営型の企業で、自社ガントリークレーン5台を所有し、コンテナの荷揚・運輸・積載作業などのサービスを行っている。労働者が主体的に運営しており、500名の従業員との給与・福利厚生水準はフィリピン国内で最高水準とのことであった。

Ⅲ インダストリアル造船・船舶解撤世界会議

1. はじめに

2014年11月10日から3日間にかけ、長崎県佐世保市のハウステンボス内にある会議場にて、インダストリアル・オール・グローバルユニオン造船・船舶解撤世界会議が開催された。インダストリアル・オール結成後、初めて開催された産業別部会の世界会議である。インダストリアル加盟の全世界の造船産業労働者を組織する労働組合が一堂に結集した会議で、19カ国、24組織、70名の代議員が参加した。この世界会議の開催にあたっては、基幹労連が受け入れ組織として、準備段階からインダストリアル本部と協力してきた。

開会および歓迎挨拶において、クラウス・イエンセン造船・船舶解撤部会長、相原康伸JCM議長、工藤智司基幹労連委員長/JCM副議長、ケマル・ウズカン・インダストリアル書記次長が挨拶し、高木義明衆議院議員、渡辺敏勝第62代長崎県議会議長が来賓として挨拶した。

2. 世界会議における議論

基調講演

日本の造船産業と産業政策の課題

大坪新一郎国土交通省海事局船舶産業課長は報告の中で、世界の造船産業の概況とその中での日本の造船産業の位置づけ、造船・船舶解撤に関する産業政策や安全衛生の問題、今後の日本がとりうる造船産業の産業政策について報告した。とりわけ、日本は今後海洋開発機器の分野への参入を図っていくこと、海外の造船所への技術提携や資本参加を進めていくことなどについて触れた。

■議題1

造船・船舶解撤産業の概況

松崎寛インダストリアル造船・船舶解撤部会担当部長が世界の造船・船舶解撤産業の概況について報告し、その後ブラジルおよびロシアの参加者がそれぞれの造船・船舶解撤産業の状況について報告した。

ブラジル報告：CNM-CUT（全国金属総連合）

ブラジルは1970年代から1980年代は世界第二位の造船大国であったが、その後衰退してきており、現在では国の支援がなければ回復できないような状況である。

ロシア報告：SWU（造船労働組合）

ソ連崩壊後、軍需から民需への転換が行われた。
・ロシア連邦民間船舶発展プログラム、

北極圏開発プログラムに伴う砕氷船開発、造船産業発展プログラムなどが、国家レベルで進められている。

1905年設立のサンクトペテルブルクの造船所は、ソ連時代を経て、1991年から産業部門別の労働組合が組織されており、現在76の関連企業で働く4万人を組織している。団体協約は産業レベルおよび地域（自治体レベル）別に締結されている。

■議題2

組織化と不安定労働への対抗

フィンランド報告：PRO（フィンランド事務技術職労働組合）

海外の下請け企業が移民労働者を使用し、不当に安い労働コストで働かせているという、欧州共通の不安定労働の問題がある。

・団体協約の締結、国内法の順守や、適正な労働基準確保など、規制強化のための取り組みを行っている。

■特別議題

船舶解撤産業の将来に向けた雇用と職場安全衛生の確保

特別議題の基調講演で、大坪課長は香港条約について、直接策定に携わった立場から詳細にわたる報告を行った。批准や実効に至る道のりに難しい面もあるものの、船舶解撤にかかわる安全衛生や環境基準が確

保される条約として、非常に重要であるとし、日本政府としても批准に向けて取り組むべきであると述べた。引き続き参加各国が船舶解撤産業の状況について報告した。

バングラデシュ報告：BMF（バングラデシュ金属労働者連合）

1965年印パ紛争、1970年のサイクロン、1971年印パ紛争などの際に、多くの船舶が破壊され、それらを解体する必要が生じた。それが基礎となって船舶解撤産業が発展した。しかし安全衛生確保は進んでいない。法律はあるが運用されていない。

フランス報告：CFE-CGC（金属労働組合連合）

これまで空母と客船の解撤を行った。海外、特に発展途上国で解撤することに對し、国内で大きな批判がおきた。

インド報告：SMEFI（インド鉄鋼・金属・機械労働組合連合）

海外とのネットワーク構築、ベスト・プラクティスの共有、情報交換、インドの船舶解撤現場の労働者の労働条件の収集・比較および共通の労働条件の要求、不安定労働の撤廃、船舶の解撤を依頼する企業への課徴金の義務化などの提案を行っている。

オランダ報告・FNV(合同労働組合)

・インドで船舶解雇産業の労働者への支援、特に組織化支援を行ってきた。
パキスタン報告・NTUF(全国労働組合連合)

・貧弱な安全衛生基準により先週も20名がけがをする事故が発生した。飲料水が配布されないことや、アスベストの脅威にさらされていることなどの問題がある。船主が労働組合結成に反対しており、ストライキなどの労働運動に関する報道もない。

インダストリアル本部報告・ブライアン・ケラー安全衛生担当部長

・香港条約は完璧ではないという意見もあるが、まず前進することが重要だろう。安全衛生の取り組みは労働組合自身もできることがある。労働組合が記録をつけて結果を公表することが効果的である。労働組合が情報を取りまとめ発表すれば経営側も船主も無視はできない。安全確保は労働者の権利であり、労働組合は安全衛生に関与すべきである。

議題3

持続可能な産業政策の促進

基幹労連が日本報告の中で、日本の造船産業企業の変遷、産業構造の変化、海外展開などについて報告、

ノルウェーの合同労働組合が総合的産業政策としての「マリタイム21」産業政策を報告、シンガポールのSME EU(造船海洋機器労働組合)は船舶の修理基地および海洋プラットフォーム建設のハブとしての産業政策を報告、台湾のROCMU(中華民国金属労働組合連合会)は造船産業以外の洋上構造物建設への産業転換と、その際の安全衛生確保のための政府との連携について報告した。

議題4

労働組合ネットワークの構築と、連帯の強化

オーストラリア報告・AMWU(オーストラリア製造労働組合)

・国内での造船産業の発展のための国際的な取り組み、連帯の強化の必要性を強調。
イギリス報告・ユナイテッド労働組合

・BAEシステムの労働組合ネットワークについて報告。アメリカの事業所における労使関係の問題を指摘。
アメリカ報告・IAM(全米機械工・航空宇宙労働組合)

・国内の造船所における労働組合の組織化状況について報告。

3. 部会役員選挙

クラウス・イエンセン部会長が座長を務める部会役員選挙を司会進行した。

まず副部会長についてインドのV.V.ラーネSMEFI書記(船舶解雇部門担当)のみの立候補とのことで、拍手で確認した。次に女性の共同部会長についてシンガポールのエイリーン・ヨー・チャー・ゲックSMEEU(造船・海洋機器労働組合)書記長のみの立候補とのことで、これも拍手で確認した。

部会長については、韓国のホン・ジウクKMWU(韓国金属産業労働組合)副委員長と日本の工藤智司基幹労連委員長が立候補していることから、両者が発言したのちに選挙を行うこととした。ホン副委員長は発展途上国からの参加促進のためのインダストリアルによるさらなる財政支援、実質的な行動を起こせるような部会運営、不安定労働への強力な対応を求めた。工藤委員長は安全衛生の確保、鉱業・製鉄から造船、船舶解雇、リサイクルングまで一貫した産業政策の策定と、それに携わる労働者の労働条件向上のための取り組みを主張した。

19カ国の代表が参加した部会長選挙の結果、工藤委員長14票、ホン副委員長4票(オーストラリア、ブラジル、フランス、韓国)、欠席1票(バングラデシュ)となり、工藤委員長が部会長に選出された。

4. 今後の部会活動

松崎インダストリアル部会担当部長が部会のアクション・プログラム案に沿って今後の部会活動を提案、質疑応答を経て確認された。特に新たな部会体制のもとで、製造からリサイクルングまでを網羅した一貫した持続可能な産業政策の策定に力を入れていくことを確認した。

会議のとりまとめと閉会

ラーネ副部会長と工藤部会長の閉会挨拶のなかで、次回の運営委員会について、2015年の同時期、船舶解雇が行われているバングラデシュで開催することを確認した。

また11月12日には、三菱重工労働組合長崎造船支部を訪問し、長崎造船所の概要説明、支部労働組合の概要説明の後、質疑応答を経て香焼工場の工場見学を行った。

今後に向けて

インダストリアル・グローバルユニオン造船・船舶解雇部会では、世界会議での議論の結果を受け、部会の運営方針を次のとおり策定・発出し、現在では加盟組織間において具体的な活動に関する協議が行われている。

インダストリアル・グローバルユニオン 造船・船舶解撤部会 運営方針に関して

2015年2月23日

インダストリアル・グローバルユニオン
造船・船舶解撤部会

部会長 工藤智司（日本・基幹労連）

部会長 エイリーン・ヨー・チョー・ゲック（シンガポール・SMEEU）

副部会長 V・V・ラーネ（インド・SMEFI）

インダストリアル・グローバルユニオンに集う造船・船舶解撤産業に従事する世界の働く仲間に連帯の挨拶を捧げます。インダストリアル・グローバルユニオン造船・船舶解撤部会は、昨年11月に日本・長崎で結成後初となる世界会議を開催しました。世界会議では、今後の造船・船舶解撤部会運営に関して、現下の諸課題について熱心な討議の結果、我々が取り組むべき喫緊の課題の整理と確認がなされました。

我々のめざすべきことは、「すべての労働者の人権を守り、安全と幸福を希求し、産業の持続可能性を追求すること」であり、この目標を必ず達成しなければなりません。

この命題の達成に至る道筋として、今後下記の取り組みを強化します。

具体的な行動計画や要請は今後事務局より発しますが、全ての加盟組織が目標達成に向けて一丸となって前進し続けることを期待します。

1. 造船・船舶解撤労働者の民主的な組織化推進は第一の課題であります。
二国間協議や多国間協議を推進し、より強固な組織化と不安定労働者の保護のために、造船・船舶解撤部会組織の相互協力と支援のもと、民主的な組織化を推進していきます。
2. 造船・船舶解撤部会において、不安定労働の撲滅と安全で安心して働ける持続可能な産業構造の構築は重要かつ喫緊の課題であります。インダストリアル・グローバルユニオンの方針に従うことはもちろんのこと、特に「労働安全衛生」を強化し、「災害ゼロ」をめざすとともに持続可能な衛生的労働環境を創出するために、積極的な運動と組織間の相互支援を展開していきます。
3. 造船・船舶解撤産業において、労働者の雇用と安全、産業を持続可能なものにするために、IMO（国際海事機関）総会にて確認された「シップリサイクリング条約（香港条約）」の早期批准・発効は不可欠であります。本条約を早期に発効させるために、本年3月より全世界規模で「早期批准に向けた統一行動キャンペーン」を展開します。各組織は各国政府に香港条約批准に向けて強力に圧力をかけなければなりません。なお、バーゼル条約やILO条約、EU規制を制限するものであってはなりません。
4. 造船・船舶解撤部会における個別ネットワークの構築と早期GFA協定化も重要な課題であります。BAE労組ネットワーク会議が始動の緒に就きましたが、世界がますますグローバル化するなかで 新たなネットワークの構築とそれぞれの課題の抽出、連帯を通じた解決への取り組みを推進します。

造船・船舶解撤産業は、今や大きな歴史的転換点の真ただ中に立たされています。

今こそ、インダストリアル・グローバルユニオン造船・船舶解撤部会に集う全ての労働者が団結し、本方針のもと、目標達成に向けて力強く前進していきましょう。

連帯をこめて

部会の歴史

今回の世界会議はインダストリアルとしては初めての開催であるが、IMF（国際金属労連）部会の設置は、1949年から1950年にかけて、自動車部会と鉄鋼部会と同時期に造船部会が設立され、1951年にスイス・ブルゲンストックで開催されたIMF中央委員会で設置が確認されたのが、その始まりである。その直後、1951年6月5日～6日の日程で、イギリスのニューカッスルにおいて第1回IMF造船産業世界会議が開催されている。初代部会長はスウェーデン金属労働組合出身のアルネ・ヤイヤール会長であり、その後オランダのFNV（合同労働

組合）、ノルウェーの合同産業労働組合、フィンランド金属労働組合、デンマーク金属労働組合など欧州の労働組合が部会長を担ってきた。

日本とのかかわりでは、1960年に開催された第5回造船産業世界会議に日本の代表団が参加したことが始まりであり、1970年3月28日～31日にかけて第7回IMF造船産業世界会議を東京で造船重機労連とIMF-JCの受入で開催している。またアジアの他の国では1975年にシンガポールで開催された第1回アジア造船セミナーが最初の活動である。

インダストリアルと部会

インダストリアル結成に参加した各GUFは、それぞれ組織内に産業別部会を設置しており、インダストリアル結成以降もそれらは引き継がれている。旧IMFの産業別部会は「航空宇宙」「自動車」「電機電子（現在のICT電機電子）」「工作機械（現在の機械エンジニアリング）」「鉄鋼（現在の素材金属）」「造船（現在の造船・船舶解撤）」の6部会である。

インダストリアル造船・船舶解撤部会は、年1～2回の運営委員会と、4年に1回の世界会議を開催し、インダストリアルのアクション・プラン（運動方針）に沿って、役員の選出、部会活動方針の策定、産業政策の策定、活動の調整を行っている。

【インダストリアルの産業別部会】

部会名	旧GUF	概要
航空宇宙	IMF	すべての商業用・防衛用航空宇宙関連産業（宇宙への打ち上げ、ミサイル、衛星、維持・修理・整備、複合材料、特殊金属、化学製品、エレクトロニクス、内装、航空電子機器を含むが、これに限らない）における機体、部品、エンジン、その他コンポーネントおよび供給品の製造、組み立て、設計、開発、修理。
自動車	IMF	自動車産業とサプライチェーンにおける生産、研究開発、流通およびサービス
素材金属	IMF / ICEM	鉄鋼・アルミ・貴金属・非鉄金属製の材料と製品の生産、研究開発、再利用。
化学・製薬・バイオ	ICEM	化学元素、化合物、化学製品、医薬品、化学技術製品、石油化学製品、農薬、プラスチック、プラスチック製品、プラスチック複合材、化学繊維の研究、清算、精製。化学技術的手法または遺伝子工学的技術に由来する製品・物質の研究と製造。
エネルギー	ICEM	あらゆる種類の一次および二次エネルギーの採掘、生産、発電、精製、供給。
産業環境サービス	新規	廃棄物処理、回収、汚染管理、再生利用、清掃、保守、選択、ドライクリーニング、衛生サービス、ポーターによる荷物の運搬、警備関連産業。
ガラス・セラミック・セメント関連	ICEM	板ガラス、ガラス容器、ガラス繊維、家庭用ガラス製品、工業用ガラス、その他ガラス製品、全般；あらゆる種類の陶器、粘土、セラミック製品；セメント、非金属鉱物の合成物・製品の研究、生産、製造。
ICT電機電子	IMF	電子部品・計器、コンピュータ、通信装置、家電、白物、電機機器の生産、研究開発。
機械エンジニアリング	IMF	工作機械、冶金・採掘・建設用機械、繊維・被服・皮革生産用機械、農業・林業機械、揚重・運搬機器、ポンプ/コンプレッサ、ベアリング、エンジン/タービン、工業用炉・焼却炉、伝動装置、環境技術設備の生産。
鉱業・DGOJP	ICEM	無煙炭、褐炭、勤続・非金属鉱物、粘土、砂、砂利の探索、採取、加工。ダイヤモンド・宝石の選別、カット、研磨；真珠の養殖、セッティング；時計製造；装飾品・宝飾品の製造（DGOJP）
パルプ・紙	ICEM	パルプ、紙、板紙、クラフト、包装紙、その他の紙・板紙製品の研究、生産、加工。
ゴム	ICEM	合成ゴムとゴム合成物の研究と生産、天然ゴム製品・合成ゴム製品の製造。
造船・船舶解撤	IMF	造船、船舶用機器、船舶保守、船舶解撤、船舶再利用分野の生産、研究開発、建造、索具装着、解体、関連作業。
繊維・皮革・被服・製靴・繊維サービス	ITGLWF	繊維・衣服・靴・皮革製品、工業用布の製造、自動車用繊維の供給、敷物材料、その他の軽工業、繊維サービス（クリーニングを含む）
サービスその他	新規	他のGUFの組織対象産業の範疇にはいないサービスおよびその他の産業部門。
女性	産業横断	
事務技術職	産業横断	



工藤智司部会長

現職：日本基幹産業労働組合連合会（基幹労連）中央執行委員長

2002年、三菱重工労働組合長崎造船支部執行委員に選出、2004年に三菱重工労働組合書記長に、2008年に三菱重工労働組合中央執行委員長に選出される。2010年には基幹労連事務局長に選出され、2014年に金属労協副議長、基幹労連中央執行委員長に選出された。



エイリオン・ヨー・チョー・ゲック部会長

現職：SMEEU（造船・海洋機器労働組合）書記長
1996年よりSMEEUケッペル造船所支部にて労働組合活動を開始、2013年より支部委員長に選出される。同時に2001年よりSMEEU執行委員に選出され、2013年よりSMEEU書記長に選出される。シンガポールのナショナル・センターであるNTUC（全国労働組合会議）においては2003年より活動に参加し、2013年現在NTUC労使関係委員会の委員である。



V・V・ラーネ副部会長

現職：SMEFI（インド鉄鋼・金属・機械労働組合連合）マハラシュトラ州地域本部会長

1989年から労働運動に関わり、現職に加え、インドで最古の労働組合の一つであるムンバイ港湾公社・一般労働組合の書記、世界で最初に船舶解撤労働者を組織化したアラン・ソシヤ船舶リサイクリング・一般労働組合の書記長、SMEFI副会長、全インド港湾・ドック労働組合連合の財政部長を兼任している。